

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 音田昌子

奈良県人事委員会規則第六号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成十八年三月奈良県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「百分の四」を「百分の四・二」に改める。

附則別表第二中「百分の十五」を「百分の十五・二」に、「百分の六」を「百分の六

・二」に、
百分の五
を
百分の五・二
に、
百分の四
を
二百

分の四・
に改める。

附則

（施行期日等）

1 この規則は、平成二十九年十二月二十五日から施行し、この規則による改正後の地域手当に関する規則の規定及び次項の規定は、同年四月一日から適用する。

（特地勤務手当の特例）

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十九年十二月奈良県条例第十七号。以下「平成二十九年改正条例」という。）第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）及びこの規則による改正前の地域手当に関する規則（平成十八年三月奈良県人事委員会規則第三十号）の規定を適用した場合において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三月奈良県条例第四十一号）附則第四条の規定

による給料（以下「平成二十七年改正条例附則第四条給料」という。）を支給されてきた職員で、平成二十九年改正条例第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例及びこの規則による改正後の地域手当に関する規則の規定を適用する場合において平成二十七年改正条例附則第四条給料が支給されないものについての平成二十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間における職員の特種勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）第七条第三項の規定の適用については、同項中「同条例第十一条の二又は同条例附則第二十二項の規定による地域手当の額（平成二十七年改正条例附則第六条の規定を適用される職員にあつては、平成二十七年改正条例による改正前の給与条例第十一条の二第二項又は附則第二十二項の規定の例による支給割合により得られる地域手当の額）」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十九年十二月奈良県条例第十七号）第一条の規定による改正前の給与条例及び地域手当に関する規則の一部を改正する規則（平成二十九年十二月奈良県人事委員会規則第六号）による改正前の地域手当に関する規則（平成十八年三月奈良県人事委員会規則第三十号）の規定を適用した場合に得られる地域手当の額」とする。